

平成30年9月21日
農林水産部生産振興課

国内産農産物銘柄設定等に係る申請について（お知らせ）

農産物検査法の規定に基づく農産物規格規程に定める国内産農産物の産地品種銘柄について、平成31年産の銘柄設定、廃止及び名称変更並びに区分の変更等の受付を以下のとおり行います。

（銘柄設定等の手続き）

対象農産物

米穀（精米を除く）、麦類、大豆、そば

受付期間

平成30年10月1日（月）から平成30年10月31日（水）まで
提出先へ期間内必着で申請して下さい。

申請書の提出先

〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号
沖縄総合事務局農林水産部生産振興課
電話番号：098-866-1653 担当：源河、渡邊

申請書様式

申請内容	申請書様式名	申請書様式（Word版）
銘柄の設定	様式第1-1号、第1-4号、第1-6号	様式1-1号 、 様式1-4号 、 様式1-6号
銘柄の廃止	様式第1-1号	様式1-1号
銘柄の名称変更	様式第1-2号	様式1-2号
品種群の設定又は追加	様式第1-3号、第1-5号、第1-6号	様式1-3号 、 様式1-5号 、 様式1-6号
品種群の廃止及び削除	様式第1-3号	様式1-3号
銘柄区分（必須・選択）の変更	様式第4号	様式4号

- (注) 1. 設定申請に当たっては、申請する農産物サンプルを100g程度提出ください。
また、粒形のわかる写真(対象とする品種との比較写真)も申請書に貼付してください。
2. 品種群の設定又は追加を申請する場合は、上記の申請書のほか、以下の書類等も提出ください。
- (1) 戻し交雑品種は、戻し交雑品種と反復親品種の粒形についての客観的データ
 - (2) 農産物の特性又は生育の特性が同じであり、かつ、これを示す客観的データ
 - (3) 食味等の品質の評価については、第三者機関による食味試験等の客観的結果
 - (4) 種苗法における登録の状況等
 - (5) 農産物のサンプル(100グラム程度)

(銘柄設定等の要件)

設定要件

次の要件のすべてを満たす場合に、銘柄として設定することができます。

1. 農産物検査において、銘柄の鑑定が可能であること。
2. 品種銘柄及び産地品種銘柄は、農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること。
3. 品種銘柄及び産地品種銘柄は、当該品種が、種苗法(平成10年法律第83号)第19条に規定する育成者権の侵害の行為を組成するものでないこと。
4. 複数の品種を一つの品種群について品種銘柄又は産地品種銘柄として設定する場合は、品種特性、品質の観点から、品種群として同一の銘柄とすることが適切であること。
5. 品種銘柄及び産地品種銘柄については、当該品種に係る銘柄検査を行う1以上の登録検査機関の見込みがあること。
6. 大豆の産地品種銘柄については、品種特性の粒の大きさ(大粒・中粒・小粒・極小粒)を踏まえたものであること。

参考(関係法令等)

[農産物検査に関する基本要領－抜粋－\(PDF\)](#)

[国産産銘柄等設定等申請手続マニュアル\(PDF\)](#)

産地品種銘柄

- 1．国内農産物の産地品種銘柄については、農産物検査法に基づく農産物規格規程に定められており、農産物検査を実施することにより、産地・品種の的確かつ円滑な認証を行っています。
- 2．産地品種銘柄は、当該産地における生産・流通等の実態を踏まえ次の区分に分かれます。

必須銘柄	概ね当該都道府県の全域において検査実績がある銘柄で、当該都道府県を農産物検査を行う区域として登録しているすべての登録検査機関が銘柄検査を行う銘柄
選択銘柄	必須銘柄以外で、登録検査機関が選択することにより銘柄検査を行う銘柄

その他

- 1．銘柄設定等に係る申請を受理した場合、平成30年12月末日までに、農産物検査に関する学識経験者、県、生産者団体、実需者団体及び登録検査機関等を参集し意見交換会を開催します。
- 2．銘柄として設定された場合、申請者は、銘柄等設定結果の通知を受けた後、速やかに農産物に係るサンプルを登録検査機関への配布用として提出頂きます。(1 キログラムを下限とし増えることがあります)
- 3．なお、沖縄総合事務局管内における平成29年産の産地品種銘柄は、ひとめぼれ、ちゅらひかり及びミルクィーサマーの3品種となっています。